

「富士山世界文化遺産両県県民会議」会員募集

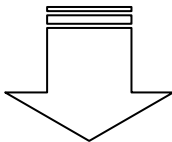
共同代表 静岡県知事 山梨県知事 静岡県議会議員 山梨県議会議員
(社)静岡県商工会議所連合会 会長 山梨県商工会議所連合会 会長
(株)静岡新聞社・静岡放送(株)取締役社長 (株)山梨日日新聞社・(株)山梨放送 取締役社長

《県民会議の性格と活動方針及び活動事例》

県民会議の性格	県民会議は、次の活動方針に基づいて、趣旨に賛同する会員が可能な範囲で自主的な活動又は他会員と連携した活動に取り組む緩やかな連合組織とします。 なお、入会や活動に当たっての会費の負担はありません。	
活動方針及び活動事例	(1) 富士山世界文化遺産登録の推進に賛同する旨を広く表出するよう努めること	(例) ・ 富士山への想いを込めたメッセージ募集活動 ・ 業務用名刺、封筒等への登録推進スローガン等を掲載 ・ ポスター掲示 ・ HP へのリンク ・ 業務用車へのステッカー貼付等
	(2) 富士山の価値の保護・保全に努めること	(例) ・ 清掃、植樹、草刈 等
	(3) (1) 及び(2) の活動が全国に波及するよう努めること	(例) ・ 静岡支店の活動→本社の活動→全国各支店の活動

《入会までの流れ》

入会申込書の入手



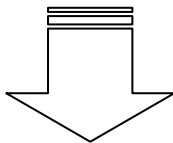
募集開始日 平成 23 年 12 月 22 日 (木) から (随時募集中)

- ①入会申込書を静岡県世界遺産推進課ホームページからダウンロードして入手
・ 静岡県世界遺産推進課HP

<http://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-120/index.html>

- ②世界遺産推進課に連絡し、FAX等にて入手 問い合わせ先 054-221-3746

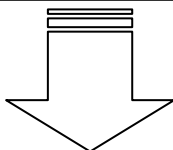
必要事項を記入



下記(1)～(3)について、入会申込書において確約するとともに、万一これに反した場合は速やかに退会していただくこととなります。

- (1) 静岡県又は山梨県暴力団排除条例に規定される暴力団でないこと及び暴力団員等を構成員としていないこと。
- (2) 入会后、県民会議の趣旨及び活動方針に反する行為を行わないこと。
- (3) 入会后、会員としての信用を傷つけ、又は県民会議の不名誉となるような行為を行わないこと。

入会申込書を送付



- ・ 郵 送 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
静岡県 世界遺産推進課 企画班 (静岡県事務局)
- ・ FAX 054-221-2980
- ・ メール sekai@pref.shizuoka.lg.jp

入会手続完了

- ・ 入会手続完了のお知らせ
- ・ 会員(企業、団体等)に関する情報は、県民会議の活動においてのみ使用
- ・ 平成 24 年 2 月 23 日の「富士山の日」に開催される『「富士山の日」記念式典』において、発足セレモニーを予定